※液化石油ガス保安規則用

別記２（貯蔵に係る基準）（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

**高圧ガス保安法第15条第１項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項**

**【液化石油ガス保安規則第19条第２号】**

□　貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器により行いません。

(イ)

□　通風の良い場所で貯蔵します。（ロ）

□　一般複合容器であって当該容器の刻印に示された年月から15年を経過したものを液化石油ガスの貯蔵に使用しません。（ハ）

□　充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。

（ニ(6条2項7号イ)）

□　容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置きません。(ニ(6条2項7号ロ))

□　容器置場の周囲２メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性若しくは発火性の物を置きません。（容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合以外）（ニ(6条2項7号ハ)）

□　充填容器等は、常に温度40度以下に保ちます。（ニ(6条2項7号ニ)）

□　充填容器等（内容積が５リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。

（ニ(6条2項7号ホ)）

□　容器置場には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入りません。（ニ(6条2項7号ヘ)）

※液化石油ガス保安規則用（車両に固定した容器による移動の場合）

別記３（移動に係る基準）（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

**高圧ガス保安法第23条第１項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第２項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項**

**【液化石油ガス保安規則第48条】**

□　車両の見やすい箇所に警戒標を掲示します。（１号）

□　15年を経過した一般複合容器を移動に使用しません。（１の２号）

□　充填容器等の温度（ガスの温度を計測できる充填容器等では、ガスの温度）は40度以下に保ちます。この場合、液化ガスの充填容器等には、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けます。（２号）

□　充填容器等は、容器の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けます。（３号）

□　容器（容器の頂部に設けた附属品を含む。）の地盤面からの高さが車両の地盤面からの最大高より高い場合には、高さ検知棒を設けます。（４号）

□　後部取出し式容器は、容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後面との水平距離を40センチメートル以上に保ちます。（５号）

□　後部取出し式容器以外の容器は、容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が30センチメートル以上となるように当該容器を車両に固定します。（６号）

□　容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他の主要な附属品が突出した容器は、これらの附属品を車両の右側面以外に設けた堅固な操作箱の中に収納します。この場合には、操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離を、20センチメートル以上に保ちます。（７号）

□　附属品が突出した容器には、附属品の損傷により液化石油ガスが漏えいすることを防止するために必要な措置を講じます。（８号）

□　充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しません。（９号）

□　容器に設けたバルブ又はコックには、開閉方向及び開閉状態を外部から容易に識別するための措置を講じます。（10号）

□　充填容器等の移動を開始するとき及び移動を終了したときは、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講じます。（11号）

□　充填容器等を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行します。（12号）

□　車両に固定した容器により移動する場合において駐車するときは、当該容器に液化石油ガスを受け入れ、又は当該容器から液化石油ガスを送り出すときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選びます。また、駐車中移動監視者又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れません。（13号）

□　車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安協会が行う液化石油ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に液化石油ガスの移動について監視させます。（14号）

□　前述（14号）の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前述（14号）の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯します。（15号）

□　車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充填容器等が危険な状態となった場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じます。（16号）

イ　荷送人へ確実に連絡するための措置

ロ　事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置

ハ　その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置

□　車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、次に掲げる措置を講じます。（17号）

イ　移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。

ロ　運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両一台について運転者二人を充てること。

（イ）　一の運転者による連続運転時間（１回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、４時間を超える場合

（ロ）　一の運転者による運転時間が、一日当たり９時間を超える場合

□　車両に固定した容器により、液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。（18号）

**□　委託で配送する場合は、委託先が基準に従い実施することを確認します。**

※液化石油ガス保安規則用（車両に固定した容器による移動以外の場合）

別記３（移動に係る基準）（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

**高圧ガス保安法第23条第１項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第２項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項**

**【液化石油ガス保安規則第49条】**

□　車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲示します。（容器の内容積が25リットル以下である充填容器等のみを積載した車両で、当該積載容　器の内容積の合計が50リットル以下である場合以外）（１号）

□　15年を経過した一般複合容器を移動に使用しません。（１の２号）

□　充填容器等は、常に温度40度以下に保ちます。（２号）

□　突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施します。（３号）

□　充填容器等は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。（４号）

□　充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行します。（容器の内容積が25リットル以下である充填容器等のみを積載した車両で、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合以外）（５号）

□　充填容器等は、消防法（昭和23年法律第186号）第２条第７項に規定する危険物と同一の車両に積載して移動しません。（内容積120リットル未満の充填容器等と同法別表に掲げる第４類の危険物と積載する場合以外）（６号）

□　充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第１種保安物件の近辺及び第２種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れません。（容器の内容積が25リットル以下である充填容器等のみを積載した車両で、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合以外）（７号）

□　液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安協会が行う液化石油ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に液化石油ガスの移動について監視させます。（８号／48条14号）

□　前述(８号/48条14号)の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前述(８号/48条14号)の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯します。(48条15号)

□　液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充填容器等が危険な状態となった場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じます。（48条16号）

イ　荷送人へ確実に連絡するための措置

ロ　事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置

ハ　その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置

□　液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、次に掲げる措置を講じます。（48条17号）

イ　移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。

ロ　運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、当該ガスの充填容器等を積載した車両１台について運転者２人を充てること。

（イ）　一の運転者による連続運転時間（１回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、４時間を超える場合

（ロ）　一の運転者による運転時間が、１日当たり９時間を超える場合

□　液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。（48条18号）

□　液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。（容器の内容積が25リットル以下で液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されている充填容器等のみを積載した車両で、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合以外）（９号／48条18号）

**□　委託で配送する場合は、委託先が基準に従い実施することを確認します。**